

総代・自治会長の手引き

〈令和5年度版〉

平群町政策推進課

目次

1. はじめに	1
2. 大字・自治会の意義等	1
3. 平群町自治連合会について	1
4. 要望書等の提出について	2
5. 大字自治会育成交付金および運営補助金の申請について	2
6. 大字・自治会等に対する補助制度等一覧	3
7. 広報紙等の配布について	4
8. 自主防災組織について	4
9. 認可地縁団体制度について	5
10. 平群町安心見守り事業 地域支え合い推進員の推薦について	6
11. 総代・自治会長の連絡先の取り扱いについて	6

1. はじめに

社会環境の多様化により、大字・自治会に求められる役割も高齢化対応、防災対応など、総代・自治会長のリーダーシップがますます重要になっています。本手引書は、総代・自治会長の負担を軽減するとともに、総代・自治会長の引継ぎ等に活用していただくことを目的に作成しました。

2. 大字・自治会の意義等

大字・自治会は、一定の区域に住む人々により自主的に構成された任意の団体です。区域に住んでいる人は、誰でも自治会会員になることができます。性別・年齢などの条件はなく、日常生活の中での様々な地域課題を解決していくことを目的としています。大字・自治会は、自分たちのまちを住みよいまちにするため、地域課題に取り組む組織として、町民生活に直結した重要な役割を担っています。

3. 平群町自治連合会について

平群町内 40 大字・自治会の総代・自治会長により組織され、総代および自治会長相互の連絡協調をはかり、町行政に住民の意思の反映し、豊かな町づくりに寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的に取り組んでいる団体です。他市町村への活動状況の視察研修、公開講演会などを行っています。

○年会費 1 万円（※R2～R4 はコロナ禍により活動できず徴収なし）

○令和 5 年度の平群町自治連合会の取り組みについて

年 月 日	事 業	場 所	備 考
4 月 18 日 (火)	役員会	役場 応接室	
5 月中旬	自治連合会総会	書面開催	
6 月中旬	役員会		
7 月 11 日 (火)	人権・命の尊さへの町民集会		
7 月～9 月頃	研修会		
10 月初旬	役員会		
10 月下旬	平群町文化祭 (展示部門)		
11 月 3 日 (祝)	平群町文化祭 (演技部門)		
2 月 18 日 (日)	公開講演会	総合文化センター	
3 月下旬	竹あかりのつどい		

お問合せ先 政策推進課

6. 大字・自治会等に対する補助制度等一覧（※主なもの）

（令和5年4月1日現在）

No.	補助名称	補助対象	補助基準等	担当部署
1	平群町大字自治会に対する運営費補助金交付規則	大字自治会運営費	予算の範囲内で、 大字均等割(40,000円/1大字自治会当) ・ 大字世帯割(200円/1世帯当)を基準 ※世帯数…当該年度の10月1日現在	政策推進課
2	平群町大字自治会育成交付金交付要綱	平群町自治連合会に属する総代・自治会長の活動費	予算の範囲内で、 大字均等割(20,000円/1大字自治会当) ・ 大字世帯割(160円/1世帯当)を基準 ※世帯数…当該年度の10月1日現在	政策推進課
3	地域住民の用に供する共用施設設置補助金交付規則	共用施設設置に要する経費 掲示板 1基限度	予算の範囲内で、 掲示板1基 50%以内で100,000円限度 ※単年度に1団体に1基のみ	政策推進課
		共用施設設置に要する経費 パイプ TENT 2張限度 (※実施団体の世帯数を勘案)	予算の範囲内で TENT1張 50%以内で30,000円限度 ※単年度1団体に1～2張りのみ	政策推進課
4	平群町消防施設整備事業等補助金交付規則	消防施設整備事業 ①ホース購入事業、 ②管籠、スタンドパイプ、ハンドルキー購入、 ③器具格納箱購入、 ④その他町長が必要と認める事業	予算の範囲内で *新設 1/2以内 *更新 1/3以内 ただし1自治会同一年度250千円を限度	総務防災課
5	平群町自主防災組織結成支援事業補助金交付要綱	*自主防災組織 (自治会・大字で承認を得た団体) ①防災資機材等の整備に関する事業 ②自主防災組織の育成促進 (普及啓発、防災訓練、研修等)に関する事業	予算の範囲内で 補助対象となる経費の2分1以内の額 ※1自主防災組織あたり、200,000円を限度、 結成年度内1回限り	総務防災課
6	平群町安全なまちづくり補助金交付要綱	*自主防災組織、自警団 ①防災資機材購入経費 ②自主防災活動事業費	予算の範囲内で 補助対象経費に要した金額以内 ※自主防災組織…[50,000円+(自治会・大字世帯数[4月1日現在]×50円)]を上限、 但し結成年度の翌年度から ※自警団…80,000円を上限	総務防災課
7	平群町防犯灯設置費補助金交付要綱	防犯灯設置に係る器具及び施設に要する経費	予算の範囲内で、経費の60%以内 ※電柱等に設置する場合…10,000円上限 ※専用柱に設置する場合…30,000円上限 ※1自治会同一年度…100,000円上限	住民生活課
8	平群町自治会防犯灯電気料金助成金交付要綱	自治会が管理している防犯灯で、自治会が電気料金を支払いしている防犯灯の電気料金	予算の範囲内で、1灯当たり 1ヶ月 80円 (令和5年度より10円増加)	住民生活課
9	平群町ごみ集積所整備事業補助金交付要綱	大字・自治会が設置するごみ集積所の整備	補助対象経費の2分の1の額 ※補助限度額…ごみ集積所1ヶ所につき5万円	住民生活課
10	平群町ごみ散乱防止ネット配布要綱	大字・自治会で決められているごみ集積所	当該ごみ集積所に管理責任者が置かれていること	住民生活課
11	平群町有価物集団回収助成金交付要綱	町長が定める自治会、子供会、婦人会、PTA、老人会等で、年に3回(4ヶ月に1回)以上集団回収している団体であること、あらかじめ町長に有価物集団回収を実施団体の登録を受けていること	助成の対商品目 ①古紙類(新聞・雑誌・ダンボール等) ②古布 ③アルミ缶 回収した有価物1キログラム当たり5円 (1円未満の端数は切り捨て)	住民生活課
12	平群町集中浄化槽維持管理費補助金交付要綱	原則30世帯を超える居住者が利用する集中浄化槽の維持管理のための経費の一部を補助	予算の範囲内で 当該浄化槽を利用している戸数に700円乗じた額 (※戸数は当該年度の9月末日の世帯数)	上下水道課
13	集会所の設置に伴う補助規則	町長が認めた町内の大字、自治会に設置する集会所、公民館、自治会館で、 (1)集会所等の新築、改築、増改築及び改修の事業のうち建築工事並びに電気、ガス、給排水、冷暖房等の費用並びに用地費 (2)駐車場設置及び災害防止の事業 ※注1…各々予算の範囲内で ※注2…補助協議は実施予定年度の4ヶ月前(11月末日)に行う	①新築及び改築事業…国、県の補助を受ける場合は1,100万円限度、国、県等の補助を受けない場合は、補助対象事業費の3分の1以内とし500万円を限度	政策推進課
			②増改築及び改修事業…補助対象事業費の2分の1以内とし200万円を限度	
			③駐車場設置事業…補助対象事業費の2分の1以内とし100万円を限度	
			④災害防止事業…補助対象事業の2分の1以内とし100万円を限度	

7. 広報紙等の配布について

毎月、町の各種事業やイベントなどをお知らせするために、各大字・自治会へ広報紙「MY TOWN 平群」や県民だより等をお届けしています。お届けする日は、事前にお知らせしていますが、原則として毎月 26 日となります。役場職員が自治会館、総代・自治会長、広報担当者様のご自宅へお届けしています。

お受け取りになりましたら、各世帯への配布などご協力をお願いします。

《町広報紙等の分散配布》

広報紙等の梱包単位を少なくし、広報紙の紙質の軽量化を図るなどの対策を行っておりますが、大字・自治会から配布の負担が大きいとのご意見を伺っているところです。そこで、配布部数が概ね 200 部以上の大字・自治会に限り、一定の基準により分散配布を実施しています。

※既に分散配布済：緑ヶ丘、ローズタウン若葉台、北信貴ヶ丘
お問合せ先 政策推進課

デジタル版も整備。公式 LINE から「カラー」で見られます。



○議会だよりの配布について

年間 5 回（5 月・6 月・8 月・11 月・2 月）、原則 26 日に広報紙と同時にお届けしています。町広報紙とともに配布していただきますようお願いいたします。

お問合せ先 議会事務局

8. 自主防災組織について

災害発生時に大切な「命」を守り、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「共助」の要である『地域自主防災組織』の結成を支援しています。結成年度内に受けられる補助金があります。詳細は 3 ページの一覧を確認の上、総務防災課にお問合せください。

○防災に係る各種アプリ、配信サービス

〈平群町防災アプリ〉		〈防災無線 放送内容確認サービス〉	
避難所情報など町の防災情報を集約しています。		聞き逃しを防ぐためのサービスです。	
 (iOS 版)	 (Android 版)	電話で確認 内容確認ダイヤル 0745 - 45 - 3315	メールで確認 登録制メールサービス

お問合せ先 総務防災課

9. 認可地縁団体制度について

1. 認可地縁団体とは

地方自治法等に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て法人格を得た自治区、自治会等の地縁による団体（地縁団体）のことです。法人格を取得することで、保有資産を団体名義で不動産登記することができるようになります。

※地縁団体に該当しないもの

- ・スポーツ活動や芸術活動など活動目的が限定的な団体
- ・婦人会や長寿会、子ども会のように「構成員が区域に住所を有すること」の他に性別や年齢などの条件が必要な団体

2. 認可の申請

町長は申請した当該団体が認可の要件に該当していると認めるときは、当該団体に対し認可を行います。その認可をもって当該団体は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。

3. 認可後の手続き

◆資産の登記・登録

法人格を取得することにより、不動産等の登記を団体名で行うことができるようになります。詳細は、奈良地方法務局(☎0742-23-5534)へお問合せください。登記申請時に添付する書類として、認可を行った市町村が作成する「地縁団体台帳の写し」が必要となります。この書類が法人格取得後の団体の住所証明書および代表者の資格証明書となります。

◆印鑑登録（担当課：政策推進課）

認可後、認可地縁団体の代表者が、認可地縁団体印鑑登録申請書に必要事項を記入し、申請することで印鑑登録することができます。

必要なもの：認可地縁団体印鑑登録申請書、登録したい団体の印、本人確認書類

◆「地縁団体台帳の写し」発行申請、代表者変更申請（担当課：政策推進課）

4. 税制上の取扱い

認可された自治会等には、法人税やその他税に関する法令の規定が適用されますが、収益事業を行わない限り、各種の税金は減免の対象となります。減免の適用にあたっては申請が必要となりますので、必ず税務課へ報告をお願いします。

お問合せ先

- 制度全体に関すること

政策推進課

- 税に関すること

税務課

10. 平群町安心見守り事業 地域支え合い推進員の推薦について（令和6年2月依頼）

○平群町安心見守り事業とは

町では、一人暮らしの高齢者などが住み慣れた地域で安心して自立した生活を過ごせるよう、「平群町安心見守り事業」を実施しています。この事業は、「地域支え合い推進員」が地域での見守りを希望される高齢者に対し、定期的な自宅訪問や電話連絡などにより、安否確認や日常生活の相談などを行うものです。

○地域支え合い推進員とは

自治会より推薦され、平群町長より委嘱を受けた方々で、任期は2年となっています。

○推薦について

令和6年3月31日に任期満了を迎えることから、2月初旬頃に福祉こども課より推薦依頼を各総代・自治会長宛に送付いたします。

お問合せ先 福祉こども課

11. 総代・自治会長等の連絡先の取り扱いについて

町では、大字・自治会との情報伝達、総代・自治会長間での情報交換を円滑に行うため、総代・自治会長名簿（右ページ）を作成しています。この名簿は、原則として、町関係（小中学校を含む）の事業についての案内や通知、町の事業へのご協力をお願い、町が発注する工事についての連絡や周知、災害対応等を行う場合に利用するものです。

ただし、下記の場合においては、各機関や団体、事業者に対して、連絡先を提供します。

1. 公的目的に利用されると認められる場合（営利目的の利用を除く）
2. 国・県関係
3. 転入者・転居者（またはその代理者）から自治会加入や自治会活動等についての問い合わせがあった場合
4. 法令に基づく場合や人命にかかわる場合
5. 町議会議員が議員活動（政治活動を除く）に使用する場合
6. 水利組合の件について問い合わせがあった場合
7. 次の関係機関が公共目的の理由から自治会長への連絡が必要と判断される場合
 - 1) 福祉関係団体
 - 2) 事業者
電気・上下水道・電話線・道路等公共工事の施工業者、携帯電話等の通信業者、電力会社、不動産会社、建設会社、流通業者等
 - 3) 任意団体
町自治連合会、商工会等

※上記以外の場合について、連絡先の提供が必要と判断される場合は、政策推進課から総代・自治会長に連絡を取り、同意を得た上で提供します。